

## 北九州市障害福祉計画及び北九州市障害児福祉計画について

### 1 (次期) 北九州市障害者支援計画の概要

30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
<p><b>(次期) 北九州市障害者支援計画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成30年3月策定(予定)</li> <li>○ 「北九州市障害者計画」と「北九州市障害福祉計画」及び「北九州市障害児福祉計画」を包含</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><b>北九州市障害者計画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画期間：平成30年度～平成34年度</li> <li>○ 障害者基本法に基づく本市の将来の障害者施策を推進するための基本計画</li> <li>○ 障害福祉全般(福祉サービス、防災対策、雇用、社会参加等)について幅広い分野の事項を規定</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">○ 障害計画の事業目標の設定</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">連 携</div> </div> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><b>北九州市障害福祉計画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第5期 平成30年度～32年度</li> <li>○ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制等を規定</li> </ul> </div> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">(新) <b>北九州市障害児福祉計画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1期 平成30年度～32年度</li> <li>○ 児童福祉法に基づく障害児の支援の提供体制等を規定</li> </ul> </div>				

## 2 「市町村障害福祉計画」と「市町村障害児福祉計画」

障害者・障害児の地域生活を支援するための**障害福祉サービス等**（障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業）**及び障害児通所支援等**（障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援）を**提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすること**を目的とする。

### （1）「障害者総合支援法」に基づく障害福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条

（市町村障害福祉計画）

- ・ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

H18～20	H21～23	H24～26	H27～29	H30～32	
第1期 障害福祉計画	第2期 障害福祉計画	第3期 障害福祉計画	第4期 障害福祉計画	第5期 障害福祉計画	

### （2）「児童福祉法」に基づく障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20

（市町村障害児福祉計画）

- ・ 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量等

H30～32	
第1期 障害児福祉計画	

### 3 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画で策定する事項

平成29年3月31日付で厚生労働省から、前項の2つの計画に関して障害福祉施策の基本的事項や成果目標等を定めた「基本的な指針」が告示された。

**国の示す「基本的な指針」を元に、本市の状況に即した計画を策定する。**

1 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標  
必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する目標として、次に掲げる事項に係る目標（以下、「**成果目標**」）を設定する。

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援拠点等の整備
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

2 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の種類ごとの**必要な量の見込み**

上記の成果目標を達成するため、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の種類ごとの、成果目標を達成するために必要な量等（以下、「**活動指標**」）を設定する。

- (1) 訪問系サービス
- (2) 日中活動系サービス
- (3) 居住支援・施設系サービス
- (4) 相談支援
- (5) 障害児支援
- (6) 発達障害者支援関係

3 **地域生活支援事業**の種類ごとの実施に関する事項

地域生活支援事業の実施に関して、成果目標の達成に資するよう地域の実情に応じて、次の事項を定める。

- ・ 実施する事業の内容
- ・ 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み
- ・ 各年度の見込み量の確保のための方策

〔 参考 〕

	第1部会所管	第2部会所管	第3部会所管
成果目標	①②③⑤	④	無し
活動指標	(1)～(6)	(2)(6)	無し
地域生活支援事業	自発的活動支援 相談支援事業 日常生活用具給付 等	障害者スポーツ大会 障害者スポーツ教室 芸術文化活動振興	理解促進研修啓発事業 成年後見制度 意思疎通支援事業 等

